

議案第 9 0 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

四万十町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の項を次のように改める。

住 民 基 本 台 帳	住民票写しの交付	1 件	200円	全員の写し、 個人の写し共 に 1 件につき
	住民票写しの広域交付	1 件	200円	全員の写し、 個人の写し共 に 1 件につき
	住民基本台帳閲覧	1 人につき	200円	
	住民票記載事項証明	1 通	200円	
	戸籍附票（全部・個人）証明、 謄抄本の交付	1 通	200円	
	通知カードの再交付	1 件	500円	
	個人番号カードの再交付	1 件	800円	

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。